

日連4第1229号
(総1第118号)
令和5年2月24日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

中小企業向け賃上げ促進税制等の適用誤りに係る注意喚起について（周知依頼）

標記の件について、国税庁から別紙のとおり周知依頼がありました。
つきましては、貴会会員に周知くださいますよう、よろしく願いいたします。



課法 2 - 3
令和 5 年 2 月 20 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁課税部
法人課税課長 村松 洋介

中小企業向け賃上げ促進税制等の適用誤りに係る注意喚起の周知について
(依頼)

税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業向け賃上げ促進税制等^(注1)（以下「本税制」といいます。）の適用を受ける場合において、法人税確定申告書別表の記載内容に誤りがあり^(注2)、本来であれば本税制の適用を受けることができないにもかかわらず本税制の適用を受けている事例や、誤って算出された金額に基づき本税制の適用を受けている事例が見受けられます^(注3)。

このため、本税制の適用誤りに係る注意喚起について、令和 5 年 2 月 17 日に別添のとおり国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsui/annai/hojin/shinkoku/itiran2022/06-31.htm>) に公表しましたので、貴会、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様にも御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、誤りの原因としては、本税制は累次の改正が行われ、改正前の適用要件と混同して制度を適用していること等が考えられますので、適用する制度の要件と申告内容を今一度ご確認いただきたい旨も併せて御周知いただきますようお願い申し上げます^(注4)。

(注 1) 中小企業向け賃上げ促進税制等とは以下の制度をいいます。

- ・中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度（租税特別措置法（以下「措法」といいます。）42 の 12 の 5 ②）
- ・中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）第 11 条の規定による改正前の措法 42 の 12 の 5 ②）
- ・中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除制度（所得税法

等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の措
法42の12の5②）

（注2）適用年度の申告書の別表において比較雇用者給与等支給額として記載された金額
と前年度の申告書の別表において雇用者給与等支給額として記載された金額が不
一致となる事例が見受けられ、この場合には、決算期の変更や組織再編成があったとき
等を除き、これらの金額のいずれか又は両方に誤りがある可能性があります。

（注3）制度の適用に当たって、控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用者給与等
支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等
支給増加額を限度とするといった要件が付されているため（措法42の12の5⑤等）、
例えば、別表に記載した金額の誤りにより控除対象雇用者給与等支給増加額を本来
より少なく算出している場合には、更正の請求を行うことはできませんのでご留意
願います。

（注4）制度の適用について、税務署から行政指導等を実施し、申告内容をお尋ねさせてい
ただく場合もありますので、ご承知おき願います。

別添 国税庁ホームページ（抜粋）

以上

| | | | |
|-----------------------------|----|----|--|
| （お問合わせ先） | | | |
| 国税庁課税部法人課税課 | | | |
| 課長補佐 | 高橋 | 良輔 | |
| | 松尾 | 公二 | |
| 監理一係長 | 赤嶺 | 尚 | |
| 審理一係長 | 中堀 | 弘樹 | |
| （代表）TEL03-3581-4161（内線）3709 | | | |



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / [申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）](#)

[/ 税務手続の案内（税目別一覧）](#) / [法人税](#)

[/ 別表六\(三十一\)を使用するに当たっての注意点（中小企業向け賃上げ促進税制の適用に当たっての注意点）](#)

別表六(三十一)を使用するに当たっての注意点（中小企業向け賃上げ促進税制の適用に当たっての注意点）

中小企業向け賃上げ促進税制（措法42の12の5②）の適用を受けるに当たって、別表の記載に誤りがあり、税額控除額が適正に算出されていない事例が見受けられます。

例えば、別表六（三十一）（令和4年4月1日以後終了事業年度分）の「5」欄（比較雇用者給与等支給額）には、本税制を適用しようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）と適用年度の前事業年度（以下「前事業年度」といいます。）の月数が異なる場合や組織再編成を行っている場合などに該当しない限り、前事業年度における雇用者給与等支給額を記載することになりますが、当該前事業年度に退職した従業員に対する給与等の支給額を差し引いて記載する等の誤りにより、本来であれば本税制の適用を受けることができないにもかかわらず本税制の適用を受けている事例や、誤って算出された金額に基づいて本税制の適用を受けている事例が見受けられます。

本税制は累次の改正が行われ、制度の適用要件につき順次見直しがなされておりますので、適用年度の適用要件を十分にご確認の上、別表を記載するようにしてください。

なお、中小企業向け賃上げ促進税制の具体的な制度内容については、下記をご参照ください。

- ・ タックスアンサー No.5927-2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等における賃上げ促進税制（旧：所得拡大促進税制））（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5927-2.htm>）
- ・ 中小企業庁ホームページ（中小企業向け「賃上げ促進税制」※旧、中小企業向け「所得拡大促進税制」）（<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>）

【参考1】近年における賃上げ促進税制等に係る制度の適用要件（給与関係のみ）の変遷の概要

| | H29 | H30 | R3 | R4 |
|--------|---|---|--|---|
| 大企業向け | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等支給総額 ：対平成24年度比5%以上増 ・ 給与等支給総額 ：対前年度以上 ・ 平均給与等支給額 ：対前年度比2%以上増 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続雇用者給与等支給額 ：対前年度比3%以上増 ・ 給与等支給総額 ：対前年度を上回る | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規雇用者給与等支給額 ：対前年度比2%以上増 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続雇用者給与等支給額 ：対前年度比3%以上増 |
| 中小企業向け | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等支給総額 ：対平成24年度比3%以上増 ・ 給与等支給総額 ：対前年度以上 ・ 平均給与等支給額 ：対前年度を上回る 〔・ 平均給与等支給額 ：対前年度比2%以上増〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続雇用者給与等支給額 ：対前年度比1.5%以上増 ・ 給与等支給総額 ：対前年度を上回る 〔・ 継続雇用者給与等支給額 ：対前年度比2.5%以上増〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等支給総額 ：対前年度比1.5%以上増 〔・ 給与等支給総額 ：対前年度比2.5%以上増〕 | <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 継続雇用者給与等支給額 ：対前年度比4%以上増〕 |

（注）（ ）は控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合の要件

【参考2】別表の記載誤りが想定される事例

(注1) 「適用年度の比較雇用者給与等支給額」又は「前事業年度の雇用者給与等支給額」のいずれか又は両方を誤って申告した場合であっても、控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額が限度とされていますので、修正申告書又は更正請求書により、控除対象雇用者給与等支給増加額を増加させることはできませんのでご注意ください(措法42の12の5⑤)。

(注2) 【参考2】の事例は、適用年度が令和4年4月1日以後に開始する事業年度である場合において使用されることとなる別表の記載誤りが想定される事例ですが、適用年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合において使用されることとなる別表においても、上記と同様の事例が当てはまります。例えば、次の適用年度の区分に応じて、それぞれ次の別表の各欄の金額は、組織再編成を行っているなどの場合に該当しない限り、一般的には一致することが考えられます(いずれも適用年度及び前事業年度の月数が12か月である場合を前提としています。)

① 適用年度が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度である場合

イ 適用年度が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了する事業年度である場合

適用年度(平成31年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十六)の「2」欄(比較雇用者給与等支給額)と前事業年度(平成30年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十四)の「1」欄(雇用者給与等支給額)

ロ 適用年度が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する事業年度である場合

適用年度(令和2年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十五)の「2」欄(比較雇用者給与等支給額)と前事業年度(平成31年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十六)の「1」欄(雇用者給与等支給額)

ハ 適用年度が令和3年4月1日以後に終了する事業年度である場合

適用年度(令和3年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十五)の「2」欄(比較雇用者給与等支給額)と前事業年度(令和2年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十五)の「1」欄(雇用者給与等支給額)

② 適用年度が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度である場合

イ 適用年度が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する事業年度である場合

適用年度(令和3年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十八)の「2」欄(比較雇用者給与等支給額)と前事業年度(令和2年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十五)の「1」欄(雇用者給与等支給額)

ロ 適用年度が令和4年4月1日以後に終了する事業年度である場合

適用年度(令和4年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十九)の「2」欄(比較雇用者給与等支給額)と前事業年度(令和3年4月1日以後終了事業年度分)の別表六(二十五)の「1」欄(雇用者給与等支給額)

(注3) 令和3年度税制改正において、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算方法に改正があったため、上記(注2)の②の場合において、前事業年度に雇用安定助成金額があるときは、「適用年度の比較雇用者給与等支給額」と「前事業年度の雇用者給与等支給額」の金額が一致しない場合であっても、別表の記載に誤りがないことが考えられます。